

非構造部材の耐震対策に活用できる国庫補助制度

補助対象校

公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園

補助対象工事

建築非構造部材(被災時等の安全対策のため行われるものであり、建物全体の構造設計・構造計算の対象になる構造全体(主体構造、躯体)以外の部材を指す)の耐震化工事等

(例) **天井材や照明器具の落下防止、外壁(モルタル、ALC板等)の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既に存在する書架等を建物に固定させる転倒防止工事**等

算定割合等

事業名	事業要件	算定割合	下限額	上限額
大規模改造 (老朽)	建築後20年以上経過したものについて、建物全体を改造する工事の中で行う建築非構造部材の耐震化	1 / 3	大規模改造 全体として 7,000万円 幼稚園は400万円	2億円
大規模改造 (安全管理)	建築非構造部材のみの耐震化 (建築後の経過年数を問わない)		1,000万円	

点検等に係る経費は、工事を行う場合に国庫補助対象としている。

その他の交付金制度

社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)【国土交通省】

対象: 建築物 対象事業: 耐震診断、耐震改修工事

交付率: 基幹事業…(耐震診断) 国1/3~1/2、地方1/3~1/2
(耐震改修) 国11.5%~1/3、地方11.5%~1/3

関連事業(効果促進事業)… 国1/2、地方1/2